

2003年9月 定例会（第267回）-09月30日-04号

憲法の平和原則について

大滝ダムについて四点

地元住民の安全対策

国の責任問題

情報の全面公開と、第三者による検討

ダムの供用開始のおくれは、県営水道の水供給にどのような影響が出てくるか

世界遺産の保存と京奈和自動車道大和北ルートについて

新障害者計画について

雇用と地域経済を守る問題で三点質問

一点目は、長時間労働、サービス残業をなくす取り組みの問題

二点目は、若者の雇用問題

三点目は、自治体独自の経済・雇用対策

中小企業の高度化資金について

高校再編について

再質問

憲法九条は、知事はこれでいいと思っているのか、見直す時期かなと思っているのか

大滝ダム

世界遺産の問題

高度化資金問題

県立高校の再編問題

◆十番（今井光子）（登壇）私は日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長、そして教育長に一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回の知事選挙で、日本共産党は前回に続き沢田博知事候補を擁立し、暮らし応援の県政に変えるために全力を尽くします。多くの県民の皆様の絶大なるご支援を期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、憲法の平和原則について、知事に質問いたします。

日本国憲法の恒久平和の原則を県の行政に生かすことは、知事の重要な任務です。憲法九条を焦点とした改憲論の危険な動きが強まっています。小泉総理は、二〇〇五年の十一月をめどに自民党の憲法改正案を取りまとめるように指示をいたしました。日本共産党と社民党以外の主な政党が改憲の方針を打ち出し、国会では、憲法を踏みにじりイラク派兵法などの相次ぐ海外派兵法が強行され、自衛隊派兵が拡大をされてきました。

これまで政府は、海外の自衛隊の活動については、武力行使と一体にならない支援は許

されると言ってきましたが、いまだに戦火が続くイラクへの派兵計画を強行させることは不可能になってきました。アメリカのアーミテージ・レポートで、集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約していると述べたことが、海外派兵法の強行と改憲論の起爆剤になっています。アメリカの戦争に日本に協力させるために憲法九条を取り除き、歯どめのない海外派兵に道を開くことが最大のねらいです。この動きは、国連憲章に基づく平和の国際秩序を求める世界の動きに真っ向から対立するものです。改憲論は国民が望んだものではありません。日本国憲法は、二つの世界大戦の反省から、二度と戦争をしないことを定めました。憲法九条を守ることは、日本の恒久平和を保障するだけでなく、憲法九条を持つ国として世界の平和に貢献することができます。私は、この憲法こそ、二十一世紀に日本が世界に誇るものであると思います。知事のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、大滝ダムについて四点、質問いたします。

まず、地元住民の安全対策です。

一日も早い全戸移転が住民の切実な願いです。住民が仮設住宅に転居される姿をNHKで報道しておりました。嫁入りだんすまで運び出した方がいいと言われ、年老いた女性もう帰ってこれないのかと涙を流している姿から、つらい思いが伝わってきました。もう既に二カ月です。仮設ではプライバシーが守れない。エアコンは取りつけてくれたが、基本料金しか援助がないので、電気代を考えればつけることもできない。畑にも行けず何もすることがない。帰りたい一心で痴呆が進み、施設に入った方もおられます。長年住み続けた土地を離れ全戸移転を要求するのは、並大抵の思いではありません。国は、対策を講じればまた戻れるとでも思っているのでしょうか。たとえ国から安全対策をしたから大丈夫だと言われても、万全だという保証はどこにもありません。国への信頼は既に失われております。県は、川上村が疲弊しないような形で一日も早い全戸移転を進めるように国に働きかけるべきと思いますが、どうでしょうか。

仮移転によって生じた生活困難に対する生活保障を国に要望するとともに、せめて県独自の見舞金などの支援をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

川上村の集落の多くが地すべり地帯です。安全を第一課題として、ダム運用を急がず、全村民が納得できるようにダム全体の安全調査を実施するよう国に要望するべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、国の責任問題です。

大滝ダムで四月末ごろから発生したひび割れは湛水による地すべりであることが、国の大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会で確認されました。今から三十年前、白屋地区の地すべりについて住民の依頼により調査を実施した学者は、ダム建設により白屋地区の地すべりは拡大され、それを防止する方法がないので、対策としては、水没者と同様に安全なところに移転するしかない、調査結果をまとめました。一九八〇年三月五日の衆議院予算委員会で、日本共産党の辻第一衆議院議員は、その結果を指摘し、対策を求め、政

府は、ダム貯水によって地すべりを起こさないよう必要な対策工事を十分行ってまいりたい、長い年月耐え得る工法なども考えながら対処していきたいと答えています。しかし、地すべりは試験湛水によって引き起こされました。九月十二日、共産党の奈良地方議員団は国土交通省に対して、責任を明らかにするべきだと申し入れました。国は対策が不十分であったことを認め、その責任を重く受けとめているとの回答がありました。

大滝ダムの工事費は地元負担を伴い、県営水道にはね返ります。当初計画の予算二百三十億円が、今では三千二百十億円と十四倍にもなっています。県は既に約五百億円も負担をしてきました。来年国は七十億円の予算をつけると言っておりますが、このままでは約十億円が県負担になると聞いております。この先幾らかかるかは全く不明です。今後の地すべり対策は国の費用で行うように要望すべきだと思いますが、どうでしょうか。

三点目は、**情報の全面公開と、第三者による検討**です。

地すべりを予想する調査結果がありながら、指摘する対応が実施されず、地すべりが起こったというのは、日本のダム史上でも例がありません。多くの学者、研究者が、この問題を調査研究しております。大規模調査は個人ではできません。今後教訓を生かすために、調査結果の全面開示と、対策委員会だけではなく、第三者の意見をしっかり受けとめ反映できる仕組みをつくるのが、今日の技術の英知を集め最善の対策をとることができ得策ではないでしょうか。国に要望すべきと思いますが、どうでしょうか。

最後に、ダムの供用開始のおくれは、県営水道の水供給にどのような影響が出てくるか、お聞かせください。

次に、**世界遺産の保存と京奈和自動車道大和北ルートについて**質問いたします。

一九九八年、東大寺や平城宮跡など八件の文化財が世界遺産に登録され、景観保全のために、外周に緩衝地帯と歴史的環境調整地域が設けられました。その総周囲は十一キロメートル、南北六キロメートルに及びます。京奈和自動車道大和北ルートは、もともと関西環状道路であり、奈良市にとっては外からの観光目的以外は通過道路でしかありません。昨日の国土交通省有識者委員会は、平城宮跡東側ルート案を提示することを決めた、地下トンネル化の公算が大きいと報道されております。四ルート六案は、いずれも世界遺産に高速道路を通すものです。この地域を横断して自動車道路が建設されれば、将来に禍根を残すだけでなく、世界遺産都市奈良と日本の責任が世界から問われることとなります。平城京では今までに、三割程度の発掘から十七万点の木簡が見つかり、律令国家の政治、経済、文化から、貴族、庶民の生活の様子が少しずつ明らかになっています。三月には、木簡が初めて国の重要文化財に指定されました。埋蔵文化財が世界遺産に登録されたのは初めてでした。

「高速道路から世界遺産平城京を守る会」では、平城宮、京跡の地下に巨大な構造物を建設すれば、地下水の移動、変動、枯渇で、木簡など地下遺物、遺構が腐食、損傷、破壊される、二階建ての高速道路は古都奈良の景観を破壊する、大気汚染の拡大で文化財に大きな影響が出るなど、重大な問題点を指摘しております。東大寺の大仏殿前の八角灯籠は、

排気ガスで腐食し修理がされました。全国から反対署名が寄せられ、賛同する学者、文化人は千二百二十七名にもなっています。

ことしの夏、守る会の一行十六人がパリのユネスコ本部で開かれた第二十七回世界遺産委員会に参加し、現状を訴えました。京奈和自動車道路建設問題は、今や国際問題に位置づけられました。世界遺産委員会では日本政府に対して、一、世界遺産の保全を保障する努力を続けること。二、地域住民に政策決定過程を知らせる努力を続けること。三、来年二月までに次回世界遺産委員会で検討するための政策決定過程と自動車道路の最終決定についての報告書を準備するよう要請すること。を決定いたしました。

世界遺産会議参加者の報告会を聞きに行き、私は、世界の国々と我が国との世界遺産の保存の違いに驚きました。フランスのモンサンミッシェルは世界遺産の第一号です。かつては海に面した古いお城に向けて道路がつながっておりましたが、登録後は道路を撤去し、昔のたたずまいを取り戻しております。さらに海岸線沿いの道路も撤去する計画とのことです。イギリスのストーンヘンジも、横の道路が撤去されております。世界遺産の保護、活用、整備は、今や世界の共通認識です。平城京とはあまりにも扱われ方が違います。世界遺産委員会ガイドライン五十六条は、世界遺産保護地域内において世界遺産の価値に影響を及ぼすような行為について許可を得ようとする場合は、事前に世界遺産委員会に通告しなければならないとしております。奈良市の姉妹都市である韓国の慶州では、新幹線建設の折に世界遺産センターから、世界遺産候補地にその計画は望ましくないので変更されたいとの勧告を受け、政府は路線を大きく変更を決め、来年開業の新幹線は勧告どおりになっています。

県はいまだに平城京に高速道路を通す計画を推進されるのか、伺います。巨額の費用を投じてむだな公共事業を押し進めるだけではなく、そのことが後世に取り返しのできない世界遺産の破壊につながることは許されません。県の最高責任者である知事は、世界遺産保存の責任についてどのように認識されているのか、伺います。

また、新聞報道によれば、知事は選挙の推薦を受けるために、公明党県本部との間で、平城京駅の新設を含めた政策協定を締結されたとのことです。国の特別史跡である平城宮跡に新駅をつくる場合、文化財保護法に基づき、事業主体が、県教育委員会を經由して文化庁に現状変更の申請をして、許可を得なくてはなりません。教育委員会も、担当課も、国も、近鉄も、全く知らないとのことです。新駅は設置すべきではないと思いますが、知事は新駅設置についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、新障害者計画について質問いたします。

奈良県の福祉分野で最も立ちおけているのが障害者施策ではないでしょうか。奈良県には、身体障害者が約四万人、知的障害者は約五千人、医療福祉制度の適用を受けること必要な精神障害者は約二万五千人と推定され、その他の障害者、患者を含めると八万人を上回り、家族は十五万人にも及ぶと推定されております。

二〇〇三年は障害者政策の歴史的な分岐点です。新たな障害者基本計画並びに障害者プラ

ンのスタート年度です。四月からの特別措置から支援費制度への移行、知的障害者福祉の市町村への権限移譲など、いずれも大きな転換を迎えています。奈良県では、養護学校増設問題、精神障害者の救急医療問題、子ども専門病院の問題、障害児の学童保育問題、仕事と雇用の問題、まちづくり、所得保障、住宅問題など、あまりにも多くの事柄が山積しております。県が今年度作成する新障害者計画は、今後十年にわたって障害者政策の基本になる大きな意義と役割を持っています。奈良県では現在、従来から常設の障害者施策推進協議会で計画が検討されておりますが、専門に検討する計画策定委員会を新たに設置し、それにふさわしい委員の構成と運営を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

当事者の声を聞く必要を実感しましたのは、車いすの方と行いました王寺駅周辺のバリアフリー調査でした。再開発ビルの新設トイレが、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に定める指針どおりなのに、実際には介助者がいないと大変使いにくいことがわかりました。オストメイトの対応もありません。県でも、県内を三ブロックに分け、それぞれの地域ごとに声を聞くというきめ細かな手法がとられております。しかし、意見を聞くことと政策決定にかかわるということは、おのずから異なってきます。この計画が絵にかいたもちで終わるのか、魂が入ったものになるかは、政策決定過程に実態をよくつかんだ県内関係者がどれほどかかわれるかではないでしょうか。幅広い声を作業に反映させるように委員をふやし、傍聴を認めるなど、県民に開かれた計画づくりにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、計画対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者となっております。既に実施されましたアンケートも、この枠組みで制約をされております。障害者基本法では法制定時に、自閉、難病、てんかんも障害者とみなすという附帯決議がつけられました。今日では、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、高次脳機能障害者の問題も大きな課題です。計画対象者を見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、おくれております基盤整備に全力を上げ新障害者計画を実効ある計画にするために、予算に裏づけられた数値目標設定の問題です。

十四年三月末現在、全国で三千二百四十六市町村の障害者のための社会資源の設置状況が、共同作業所全国連絡会の調査で明らかになりました。それをマップにしたものが、お手元の資料として配らせていただいております。同じ人口規模の滋賀県と比べますと、その違いは一目瞭然です。奈良県は、サービスがないところ、ホームヘルプサービスしかない自治体を合わせると四二%です。県内のどこに住んでいようとも、どんな障害があっても、安心して暮らせる奈良県でなくてはならないと思います。実態が深刻で要求が切実なだけに、新障害者計画策定に対する関係者の期待が大きくなっております。予算の裏づけのもとに数値目標を入れた計画にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、雇用と地域経済を守る問題で三点質問いたします。

一点目は、長時間労働、サービス残業をなくす取り組みの問題です。

雇用不安の拡大は、暮らしと経済に深刻な打撃となっております。政府は大企業のリスト

ラを応援し、さらに、労働法改正で不安定雇用をふやし、雇用不安と失業を増大させています。職場では人が減らされ、長時間労働と違法なサービス残業がふえ続けています。サービス残業をなくすだけで、第一生命研究所の調査では百六十一万人の雇用がふえます。新日本婦人の会奈良県本部が「パパ早く帰って来て」のアンケートをとりましたが、残業が多いと答えている人が七割、そのうちサービス残業は四六%、一部サービス残業を含めると五三%にもなります。出勤から帰宅まで十六時間半から二十時間半もあり、サービス残業で、子どもと過ごすのは日曜日のみ、過労死が心配、夫婦の会話もふだんはない、睡眠時間が心配など、深刻です。東京都ではサービス残業を調査することになりましたが、奈良県でもサービス残業の実態を調査し、サービス残業をなくし、新たな雇用に結びつける対策を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

二点目は、若者の雇用問題です。

青年の十人に一人が仕事につくことができません。収入も地位も不安定なフリーターが全国で四百七十七万人にもなっています。若い人の雇用が安定しなければ、年金未加入者の増大は社会保障制度の根幹を揺るがし、結婚できないことは少子化につながり、社会的に継承されなくてはならない技術や技能が受け継がれないなど、社会的大問題です。また、子どもが自立できないことは、親にとっても深刻な悩みです。全国では一九九五年から二〇〇一年までに、大企業は青年の正社員を百万人以上減らしています。大企業の横暴なリストラが就職難とフリーター増加の大きな原因です。定職につけずに、自分は社会に必要なとされていないのでは、人間として否定された気持ちになると思う青年も少なくありません。フリーターの七割が正社員としての雇用を望んでおりますが、一たんフリーターになると、企業からの採用も厳しくなり、なかなか抜け出せません。企業が正社員を採用する場合にはパートやアルバイトを優先させるように国に働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

低賃金で蓄えもないフリーターの若者が安心して職業訓練を受けられるように、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度をつくるなどして支援をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三点目は、自治体独自の経済・雇用対策です。

深刻な雇用危機のもとでも、脱ダム宣言で公共事業を半減した長野県では、生活密着型の公共事業で地元の仕事をふやし、製造業、農業、観光業の既存基幹産業と、福祉、医療、環境、教育の成長分野の連携、融合などで四年間で二万人の常勤雇用を創出するプランを策定し、努力が始まっています。岩手県では五年間で三万人の新規雇用、鳥取県では高卒者の新規雇用に奨励金など、自治体独自の雇用支援が始まっております。奈良県では一万七千人の雇用創出プランを策定しましたが、これまでの緊急雇用対策は地方自治体の地域振興策との連携がなく進められてきました。今必要なことは、製造業、商業、農林業など地域経済や産業の本腰を入れた実態調査を行い、その上に立ち、住民の英知を結集したまちづくり、雇用、産業政策を練り上げるべきではないでしょうか。

県内産の安全な食べ物を求める消費者はふえておりますが、農産物の需要に対して県内生産は一五％です。農業の活性化で若者の雇用の場をふやせるのではないのでしょうか。バリアフリーのまちづくりで県産材を活用すれば、林業も建設関連業者も仕事がふえます。障害者や高齢者が安心して暮らせるまちは、奈良県の観光の目玉にもなるでしょう。市町村とも連携し、地域経済や地場産業振興、中小企業支援やまちおこしなど地域振興策と一体となった貸金助成制度など有効な対策を実施し、政府の進める臨時的な雇用だけではなく、安定的な雇用を生み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

中小企業の高度化資金について、商工労働部長に伺います。

県はヤマトハイミール食品協業組合に対して、平成元年度に十六億円、平成二年度に四億円と、二十億円の中小企業高度化資金を貸し付け、返済条件は三年据え置き、同和対策では無利子で二十年返済です。住民監査請求で、この間の返済は、平成九年度に二百万円、十年度に百万円と、三百万円だけしか返済されていない事実が明らかになりました。第一回の返済日は約定では平成五年ですが、平成十二年まで、県はこの間八回の償還条件の変更を繰り返してきました。県が初めて請求を行いましたのは、共産党県議団が議会で取り上げた直後の平成十三年ですので、当時は返済日も発生していなかった時期です。繰り延べ期間に当たる時期に二年連続でなぜ返金があったのか、極めて不自然です。県は、相手方からわざわざ返金があったにもかかわらず、その後なぜ返済請求をしなかったのか、お答えください。

県は、県民の税金で貸し付けたものを回収する責任があります。十三年、十四年は請求をしておりますが、その後返済がされていないと聞いております。十五年の請求は違約金を含めて行っているのか、連帯保証人への請求、増担保を求めることは当然のことであり、直ちに実行するべきだと思いますが、どうでしょうか。

高度化資金は、零細な業者が単独では設備の近代化などが困難なために、幾つかの事業者が協業化を行い、事業を発展させようとするもので、当然従来の事業は中止をして新たなものに一本化をすること、すなわち競業禁止が貸付け条件になっています。平成十五年八月のある調査機関の資料によりますと、ヤマトハイミールの前身でございましたT油脂が、関連会社として、店舗同所、従業員数も同じ、理事長の個人経営とされておりますが、当該組合の仕入れ窓口及び一部販売窓口として稼働している模様とされております。平成四年のT油脂発行の五百万円の手形五通も確認しております。以前この点を質問しましたときに池田商工労働部長は、屋号を使うこともあると答弁いたしましたが、このことを県が知っていて見て見ぬふりをしていれば、責任は重大です。これが事実であれば、中小企業団体の組織に関する法律に違反します。県はこの点をきちんと調査するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、高校再編について、教育長に質問いたします。

六月十三日、県の教育委員会が発表いたしました県立高校再編年次計画は、現在ある四十三校を二〇〇九年までに三十三校にする内容です。八学級三百二十人を適正規模とし、

全県一区の大学区制も、中学卒業生のうち進学希望者の六三・五％という高校入試枠も、四十人学級もそのまま、特色ある学校づくりの多様化の促進が前提です。二十二日に県の教育委員会が発表いたしました十六年度県立高校募集要項では、統合四校で五百二十人削減となり、全日制で二百四十人の減、専門学科と総合学科は募集人員の一〇〇％を分割選抜で募集です。「行ける高校から行きたい高校に」としておりますが、これでは行ける学校にも行けなくなると、関係者から怒りや不安の声が上がっています。学校名を挙げて具体案が出されましたのは六月十三日でした。現場の教師ですら知らされたのは六月十一日ということですから、急で乱暴な計画だと言わざるを得ません。

新日本婦人の会や奈良県の高校教育を考える会からも、撤回や凍結を求める要望が上げられております。九月議会では、平群町、大和郡山市議会で県立高校再編計画の再検討を求める意見書が可決されています。過ごしやすい学校生活をつくる高校生の会が、「ちょっと待って、県立高校再編計画」の署名運動をしたところ、一時間に百四十五名の署名と激励が寄せられたとのこと。僕たちの学校を勝手になくさないでという高校生の声にこそ耳を傾けるべきです。子どもの権利条約では、子どもにかかわることは子ども自身で決める意見表明権が定められています。

この間私は、関係者の意見を聞いてまいりました。新たな統合校で今までのすぐれた教育実践や教育環境が本当に受け継ぐことができるのか、少人数を生かして子どもが自信を持てるようなきめ細かな教育実践、地域に支えられているからこそできる特色ある教育など、積み上げてきた貴重な県民の財産をすべて投げ捨てていいのでしょうか。来年から統合される学校は、教科書の決定、校名や制服など具体的協議を進めていますが、当事者同士の話し合いでは、校舎を使う学校主導になりがちで、外の情報も入らずに、現場の先生が大変苦勞しております。お隣の大阪では、学校名を決めるだけでも二年間かけ、現場が混乱しないように教育委員会が責任を持っています。県教育委員会は年次計画だけを決めて、予算の提示もないまま、あとの具体化は現場任せでは、あまりにも無責任ではないでしょうか。

奈良県では、柿本県政のもとで高校改修費は大幅に削減されました。昨年の学校調査では、公立の小中学校で校内暴力の発生件数は奈良県が全国トップです。不況の影響で授業料の払えない子がふえています。六百人を超える中途退学、不登校も深刻です。一人ひとりの子どもたちが大切にされていることが実感できるような教育が求められております。全国では三十の県が少人数学級を実施しております。子どもの数が減少している今こそ、奈良県でも、県民が願う三十人学級を基本にした、希望者全員が入学でき、基礎学力がしっかり身につく真の高校改革を進めるべきではないでしょうか。本計画の白紙撤回を求めます。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては自席から再質問をさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

第一点は、憲法の平和原則について、恒久平和の意義等についての立場からのご質問でございます。

平和ということでございますので、国際平和の実現というのは地球上のすべての人々の共通の願いでございますし、国土の荒廃や国民の被害というものを思うと戦争ほど悲惨なものはないと、こういうことはどなたも認識しておられると思います。しかし、残念ながら、今でも地球上でさまざまな理由から戦火が絶えないというのも現実でございます。このような紛争は、平和的に解決して戦争を回避するという努力を重ねることは大切であります。そのためにはお互いの信頼とかそういうものを拡充していくことが必要であると思われるわけでございます。

憲法九条をご指摘いただきましたが、これまで果たしてきた役割がございます。が、同時に今日また、日本の国際貢献のあり方とも関連して、諸般の憲法改正の論議が行われているところでございます。しかし、私は奈良県というところで仕事をさせていただいております。奈良県という地方公共団体の立場からできることを申し上げますと、やはり「国際文化観光・平和県」ということを宣言した奈良県でございますので、その奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後ともさまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要と考えておりまして、こういった分野で世界平和の実現のために寄与してまいりたいと、さように考えております。

次に、大滝ダムについてのお尋ねでございます。

まず、地元住民の安全対策について、特に移転調査等についてのお尋ねでございます。

この点につきましては、国において現在、亀裂現象のメカニズムや対策工等、要するにそういう工事の工法等の調査を実施中でございまして、今後これらの調査結果を踏まえて対応方針が示されるものと考えております。県といたしましては、住民の方々の仮設住宅での生活が二カ月続いている、こういう現状にございますので、国が、地元の要望も踏まえまして、早期にこれらの方針を確立するように重ねて要望しているところでございます。その国が決めました方針を受けて、事業者である国や村と一体となって対策を進めていく、こういう手順になると考えている次第でございます。

また、県といたしましては、ダム工事本体に直接かかわる事柄以外で、例えば住民の安全確保等につきましては、既にお答えしておりますが、奈良県川上村白屋地区安全対策会議というものを置いておりますので、ここを通して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても私、常に国に申し上げているのは、国において全国で今までも処理されてきたいろんなこういう問題に対する知見とか、専門家がいらっしゃる、これを結集してこの調査に当たってもらいたいということを重ねて要望してきたところでございます。また、国においては、必要な調査をこれに関連して、この地区以外についても調査をしておられて、その結果ではこれまで異常が出ているという報告は聞いておりません。

それから、国の責務という、国の責任ではなかろうかと、こういうお尋ねでございます。

これは既に昨日までにお答えしたとおりでございます。この大滝ダムというものは国の直轄事業として建設が進められております。しかし、本県は治水、利水に参加している立場から、実質上は事業主体である国と一体となって、ダムの早期完成に向けて取り組んできたところでございます。事業費は、治水、利水などの受益の程度に応じて関係機関が負担するのがルールとなっております。今回の亀裂現象は、試験湛水の最中に発生したものでございます。まだダムは完成していない状況と考えておりまして、県といたしましては、今後、国から示される具体的な対策工事がまずは円滑に進められるよう、必要な対応をしまいたいと考えております。

その次に、この亀裂現象の調査等について開示その他をすべきではないかと、こういうお話でございます。

国におきましては亀裂現象の原因究明及び対策工の検討を、今申し上げたとおり行っているわけですが、地すべりに関する学識者で構成する、大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会が設置されております。現在精力的に調査・検討を行われているものと考えておる次第でございます。また、先ほども申し上げましたが、私は要望の都度、国の今までの経験とか知識のすべてを生かして最高の体制で取り組んでほしいと、こういうことを申し上げてまいりました。

なお、第三者の意見ということもご質問にございましたが、検討委員会の検討資料、あるいは白屋地区の観測データ等の情報については、紀の川ダム統合管理事務所、このダム等を管理している国の事務所でございますが、このホームページに公開されております。また、そのホームページに対して、一般の方々も意見を述べることができるようになっていようございます。そういうこともご利用いただければと思う次第でございます。

次に、世界遺産の関係でのお尋ねでございます。

まず、京奈和自動車道大和北道路に関連してお尋ねでございます。

京奈和自動車道大和北道路のルート、構造につきましては、既にご承知のとおり、地下水検討委員会及び文化財検討委員会の検討を経まして、この検討結果を踏まえて現在、大和北道路有識者委員会が検討を進めておられるところでございます。この有識者委員会には、文化財、景観、交通などの各分野の専門家が委員として就任し、また同時に、それとは別途でございますが、無作為抽出方法による市民アンケートなどによりまして多数の人々の意見を把握した上で、幅広い観点から検討を進められていると聞いております。国土交通省は、この委員会の提言を最大限尊重して、大和北道路の基本計画を決定すると伺っているところでございます。今後とも、大和北道路も含めまして京奈和自動車道全線が早期に完成いたしますよう、県としてもこれまでと同様、できる限り支援、協力してまいりたいと考えております。

なお、これにかかわって、世界遺産の保存についての認識のお尋ねがございました。改めて申すようなことになるかもしれませんが、我が国は平成四年に世界遺産条約を批准し

ております。世界遺産を保護、保存、整備し将来の世代に伝えるべく最善の努力をすることは、この条約締約国の義務であると考えております。ご承知のように、県内には既に二件の世界遺産が登録されておりますし、さらに一件が暫定登録されております。県といたしましても、各種公益との調査を図りながら、人類にとって顕著な普遍的価値のある文化遺産を保護し、将来の世代に伝えることは、当然のことと認識しておる次第でございます。

次にもう一点、世界遺産に関連して、平城宮跡に新駅をつくるということはどう考えているのかというような趣旨のお尋ねでございます。

平城宮跡においてはこれまで、ご承知のように、文化庁により朱雀門、東院庭園地区などの整備が、復原整備が進められてまいりました。現在、第一次大極殿院地区の復原整備が進められておまして、この院地区の復原整備が進めば、平城宮跡への来訪者は大幅に増加するものと予想される、むしろ期待しているわけでございます。特に平城遷都一三〇〇年記念事業、あるいはその事後におきましては、平城宮跡を、平城京の歴史を体験的に学び、あるいは新しい文化創造や交流の拠点として発展させ、県内はもとよりでございますが、全国や世界各国から多くの人々に訪れていただきたいと考えている次第でございます。

したがって、この平城宮跡への快適かつ円滑な交通手段の確保というのは重要な課題と考えている次第でございます。今の道路交通事情、ご承知のとおりでございます。そういう大量の流入を予定いたしますと、自家用車の流入を抑制するパークアンドバスライド方式の導入とか、自転車の利用の促進とか、公共交通機関の利用促進方策、あるいは道路、鉄道を含む総合的な交通体系について検討を進めなければならない、こういう状況だと思っております。その一環として鉄道、バス等の公共交通機関も検討事項となっている次第でございます。平城宮跡に新駅を設置すると、私は申し上げたことはございません。そういうことは検討課題であるということをお願いだけでございまして、具体的な新駅のイメージを検討している段階ではございません。ただ、申し上げておきますが、そういう鉄道、バスというふうな公共交通機関を利用できるような地域にしないと、奈良の今後の観光には大変支障を来すという点だけはご理解いただいて、どういうふうにすればいいかということは、やっぱりみんなで前向きに議論しなければならない、この点だけはぜひともご認識いただきたいと、こう思う次第でございます。

いずれにいたしましても、この平城宮跡の一三〇〇年記念事業等の事業計画が定まった段階で、平城宮跡への快適かつ円滑な交通アクセスが確保できるよう、関係機関と調整、連携を密にしながら、現実的で具体的な方策の実現を目指してまいりたいと、さように考えております。

以上でございます。

◎水道局長（奥家孝彦） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、大滝ダムの供用開始のおくれは県営水道の水供給にどのような影響

があるのかというお尋ねでございます。

まず、大滝ダムにつきましては、完成に伴いまして毎秒三・五トン、日量では三十万二千四百トンの水利権が得られまして、安定した水供給ができるものと見込んでいたところでございます。完成がおくれますことによりまして、県営水道といたしましては、従前どおり津風呂、大迫、室生の三ダムに加えまして、紀の川の毎秒一・五トン、日量では十二万九千六百トンの水利権による水供給を続けることとなります。したがって、大滝ダムによる利水が可能となるまでの間は、水供給が天候によって大きく影響されますことから、県営水道といたしましては、県民生活あるいは企業活動への影響を最小限にとどめるため、本年度整備を完了いたしました斑鳩線、あるいは既に整備済みの御所及び天理連絡管等を活用した御所浄水場、桜井浄水場、両系統の水融通、そして関係する受水の市町村水道との調整などの対応をしまいる所存でございます。

以上でございます。

◎福祉部長（橋本弘隆） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、新障害者計画についてのご質問で、まず一点目は、計画策定に当たっては新たに計画策定委員会を設置するとともに、既設の障害者施策推進協議会における委員の増員や傍聴を認めるなど県民に開かれた計画づくりを進めるべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

都道府県が障害者計画を策定いたします場合は、障害者基本法の規定によりまして、障害者施策推進協議会の意見を聞かなければならないとされております。本県では、障害者団体の代表者を含んだ十五名により構成されます奈良県障害者施策推進協議会を中心に検討を進めていただいております。なお、策定期間は本年度から平成十六年度までの二カ年といたしております。また、この協議会には、専門的な分野の調査や検討を行うために専門部会を設置することが決められまして、この部会委員には、幅広い議論を求めるために、協議会の委員のほか、当事者活動支援団体の代表や障害者生活支援センターの代表などにもメンバーにお入りをお願いしております。各部会の検討内容につきましては、各部長から協議会において報告をし、協議会では、部会における検討内容を確認した上で一定の審議をすることとなっております。

この計画の策定は県民参加型事業として取り組むことといたしてございまして、昨年度には障害者アンケートを実施いたしました。本年度は圏域別の団体懇話会や計画策定フォーラム、また地域別フォーラム、これは奈良と橿原で開催を予定しておりますが、このようなフォーラム等を実施いたしまして、各会場では政策提言カードをお配りいたしまして県民の皆様からご意見をいただき、計画に反映することといたしてございまして、なお、協議会や専門部会の会議内容につきましては、できる限り詳細に伝える工夫をすることといたしてございまして、例えば、県ホームページ上で会議の次第や発言の趣旨をご確認いただけるようにいたしてございまして、その音声テープを配布いたしまして、目のご不自由な方にも

趣旨を確認いただけるようにいたしているところでございます。

二点目のご質問は、計画の対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者となっているが、広汎性発達障害者や難病患者など計画対象者を拡大する方向で見直すべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

新障害者計画の対象者といたしましては、パンフレット等では、身体障害者、知的障害者、精神障害者という三障害を代表的なものとして記載をしておりますが、例えば身体障害者につきましては、上肢・下肢・体幹機能障害のほか、視覚・聴覚障害や心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害をお持ちの方が対象となっております。また、三障害に該当しない高次脳機能障害、高機能自閉症や難病による障害者につきましても計画の対象として策定したいと考えておまして、このことについては協議会や専門部会においても確認をいただいております。

三点目は、基盤整備については予算の裏づけのもとに数値目標を入れた計画にすべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

数値目標は、今後の事業の方向を明らかにし、毎年の進行管理を進めるために設定するものであります。この数値目標につきましては、計画の内容が市町村計画との整合が必要なものや、議員お述べのとおり、財源の確保が大変重要となるもの等が含まれた指標の選定も考えられますことから、国の動きなど関連する情報の積極的な収集とともに、国への要望活動、あるいは関係機関との調整を行いながら、適正な設定となるよう協議会等で議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、雇用、経済の活性化について三点と、中小企業の高度化資金についてということでございます。

まず最初に、サービス残業をなくして新たな雇用に結びつける対策を講じるべきではないかというご質問でございますが、いわゆるサービス残業につきましては、労働基準監督署の所管として、事業所への立入調査を年間約千件を実施しております。必要に応じて是正指導も行われていると聞いておるところであります。また、この解消に向けまして厚生労働省では、賃金不払残業総合対策要綱、これはいわゆるサービス残業の総合対策要綱でございますが、及びそれに基づきます労使に向けた指針を本年五月二十三日に策定されたところであります。県としましては、労働基準監督署などの関係機関と連携しながら、情報収集を行うとともに、各種セミナーや労働関係広報紙等を通じまして、適正な労働時間の管理の重要性、あるいは賃金の適正な支払いについての周知、啓発に今後とも努めてまいります。

続きまして、フリーターの関係でございますが、企業が正社員を採用する場合に、パートやアルバイトを優先させるよう国に働きかけるべきではないかということと、職業訓練

を受けられるよう、または訓練に対する貸付制度の支援をすべきということでございますが、経済の低迷が長引く中で、若者を取り巻きます雇用環境は、失業者の増加、正社員が減少し、パート、アルバイトとして働く人の増加など、厳しさを増していることは十分認識しているところであります。県におきましても、新規高校卒業予定者及び若年不安定就労者の就業対策につきまして、来年度も政府に対しまして予算要望を行っているところであります。国におきましては、六月に、若者自立・挑戦プランを取りまとめまして、これを推進していくための概算要求では、フリーターから正社員への登用制度の普及促進、若年失業者に試行雇用を実施し、若年者の雇用を推進していく内容が盛り込まれたところであります。今後とも引き続き国へ要望してまいる所存であります。

なお、フリーター等の若年者を対象としました職業訓練制度につきましては、特殊法人雇用・能力開発機構におきまして、フリーター等の若年者を対象とした職業訓練を実施しているところであります。また、技能者育成資金制度としまして、若年者を特定したものではありませんが、公共職業能力開発施設等が行います職業訓練生に対しまして融資をする制度がございます。

雇用、経済の活性化についての三つ目でございますが、近年の急速な経済のグローバル化、サービス産業の進展など、産業構造の変化に対応した総合的な雇用対策や魅力ある地域づくりを推進し、安定した雇用創出・維持を図っていくことは当然必要でございます。

このため、県におきましては奈良県雇用創出拡大協議会を設置いたしまして、産業の振興等による新規雇用創出や産業構造変化に対応した雇用対策等について協議をいただきますとともに、奈良労働局等と連携をいたしながら、毎年、県内企業の業況や雇用情勢を把握するため、経済・雇用動向アンケート調査を実施いたしまして、これをもとに効果的な雇用創出、拡大に向けての施策を検討、実施しているところであります。本年一月に、同協議会におきまして協議いただきました、平成十六年度末までに一万七千人の雇用創出を目標値としました奈良県雇用創出プランを策定いたしまして、現在推進しているところであります。中でも、新産業創出などによります新たな雇用の受け皿づくりが課題とされていますことから、IT産業等の創出、創業支援、保育や介護、医療、健康、環境分野等の新規成長分野におきますサービス産業の創出支援、地場産業の活性化、中小企業の経営革新等の振興支援などに取り組んでおります。また、市町村等との連携によります企業立地促進連絡会議を設置しているところであります。今後とも、官民一体となって雇用・失業情勢の改善に取り組んでまいる所存であります。

次に、中小企業高度化資金について、ヤマトハイミール食品協業組合への貸付けについて、平成十年度においてその請求等を行わなかった点、さらには、増担保を求めること、さらに、ヤマトハイミールの前身のT油脂が現時点でも存在していること等に対する質問でございますが、ご質問の中小企業高度化資金につきましては、積年の公害問題解決と業界の構造改善を図るため、県と中小企業総合事業団が、事業内容、償還計画のほか公害対策につきましても十分検討の上、融資を実行したものでございまして、償還につきまして

は、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議し、平成五年度から平成十二年度まで条件変更を実施してきたところであり、平成十三年以降につきましては、毎年、年二回請求を行い、さらに督促を行っておりますが、経営状況は苦しい状態が続いておりまして、いまだ未納の状況であります。今後も同様に請求を行ってまいり所存であります。

担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定し、さらに、貸付け対象ではありませんが、土地についても抵当権を設定しております。厳しい経営状況下にあることにかんがみ、経営状況の把握、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努力をしてまいり所存であります。

なお、民間調査機関の資料に関しましては承知しておりませんので、お答えを控えさせていただきます。議員ご質問の事業所は、協業化のため化製場の経営廃止届けを提出し、新たにヤマトハイミール食品協業組合として化製場の設置許可を取得したものでありまして、よって両事業所はそれぞれ別団体であり、また、両者の行う事業が、中小企業団体の組織に関する法律に抵触しているとは認識しておりません。

以上であります。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、高等学校の再編計画についてのお尋ねでございます。

この再編計画につきましては、平成十二年七月以来、県立高校将来構想審議会、県立高校再編計画策定委員会におきまして、学識経験者、教育関係者、PTA、産業界等、各方面の方々をお願いをし、多面的な見地から検討をいただいたものでございます。この間、将来構想審議会中間答申や最終答申、再編計画策定委員会中間報告を明らかにし、再編計画についての周知と理解に努めてまいりました。さらに、再編計画策定委員会では、中間報告の内容につきまして、県民や中学生、高校生を対象にアンケートを実施され、おおむね賛同をいただいたことから、そのアンケート結果も参考に、さらに検討を加えた上で、最終報告としてお示しいただいたものでございます。

この策定委員会の最終報告は、これまでの県立高校の特色や教育実績を生かしつつ、将来像の実現に向けて、生徒の通学状況や施設設備の有効活用、山間等における高等学校の役割、県全体を視野に置いた高等学校の配置等の観点もあわせて、総合的に検討されたものでございます。県の教育委員会は、こうした策定委員会の最終報告に至る検討の流れを常に注視しながら、今後の生徒数の推移や施設設備等さまざまな観点も考え合わせまして年次計画を立て、策定委員会の最終報告とともに発表したところでございます。

この再編計画は、すべての高校生に必要な基礎学力の養成はもとより、生徒の学習ニーズや社会の要請にこたえる、特色と魅力、そして活力ある学校づくりを目指したものでございます。適切な学校規模を確保することによって、多くの生徒が交わり互いに切磋琢磨する中でみずから高められるような学習環境を整えるとともに、必要に応じて少人数編

成の授業を実施するなど、生徒の適性や興味、関心、進路に応じた生徒の選択を重視した教育を目指しております。県の教育委員会といたしましては、この計画に基づき策定した年次計画に従って、生徒一人ひとりの目標を大切にしながら高等学校づくりを着実に進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

◆十番（今井光子） 答えをいただいたわけですが、憲法九条は、知事はこれだと思っているのか、見直す時期かなと思っているのか、その点がちょっとお答えいただかなかったように思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

それから、大滝ダムですが、早急早急ということをいつも言われるんですが、もう寒くなってきておまして、それで日陰のところにプレハブが建っておりますので、早急というのはどれぐらいの期間を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、せめて見舞金ぐらいは県ですべきじゃないかというところはお答えいただかなかったんですが、その点のお答えをいただきたいと思います。

世界遺産の問題につきましては、選挙公約を結ばれるときに知事はだれと相談をして結ばれるのか、ご自分だけで判断するのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

高度化資金問題ですが、二十億円というのは大変なお金です。しかも、県は八回、償還条件の変更をしておりますが、変更するときには何に基づいてその判断をするのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、協業の関係ですが、以前も十四年の三月十四日の予算委員会で私はこのことを取り上げましたときに、組合に改めてもう一度確認させていただきますと商工労働部長が言われたんですが、その後どんな確認がされたのか、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、県立高校の再編問題です。平群と郡山で意見書が上がっております。五月二十五日の郡山市議会の意見書には、この再編については、子どもたちに行き届いた教育を願う教職員、保護者、住民たちから多くの戸惑いの声、疑惑、批判が上がっております。これは統廃合に対する納得が得られていないことから、卒業生、在校生、受講生、保護者の間に不安が広がっておりますと、こういうふうな意見書が上がっております。このことについてどんなふうにとめておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えします。

まず、憲法九条についてということですが、何を私に聞かれたのかわかりませんが、憲法九条の存在意義はあると申し上げたので、私は十分お答えしたつもりでございますが、それ以上のことを県知事としてお答えすべきかどうか。個人的にどこかでお話を聞きましょうというのなら何ほでもお話ししますが、県知事として憲法九条についてどう思うかというのを私がお答えしたとしたら、どういう話になるかということもお考えいただ

いて、先ほどの答えでご理解いただきたいと思います。

それから、大滝ダムですが、これはもうできるだけ早くということを上申するよりほかないと思います。現地調査、来月の半ばごろにはもう一度委員会を開かれるようですし、そういうことも、そのときになるかどうかわかりませんが、とにかく最大限に急いでいただくと、これしか今の段階で申し上げることはできないと思います。

それから、見舞金とおっしゃるんですが、そういうことよりも、対応方針、もっと大きな話をはっきりまず決めることをごさいますして、私はむしろ、今までいろいろご質問いただきましたこの白屋地区の一番軸の問題について早く対応方針を決めていただく、これが一番先決事項だと考えておりまして、見舞金等については今念頭にごさいます。

それから、世界遺産に関連して、ちょっと私、なぜ、いろいろ公約を結ぶことについてだれと相談したか、お答えしなければならんのかわかりませんが、そんなことを一々申し上げる必要もないと思います。私の判断で申し上げたと、こういうことになるだろうと思います。

以上でございます。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） 再質問にお答えいたします。

まず最初の、変更の判断でございますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、中小企業総合事業団と協議をして判断しているわけでありまして。

それからもう一つの、組合に対しての確認でございますが、組合の方を確認しまして私の方もいろいろ調べまして、その結果でございますが、先ほど申しましたように、協業化を行うことによって一つは経営の廃止届けを出され、新たにヤマトハイミールに設置許可をしたということでございます。ですから、別の会社であるということがわかったということでございます。

以上であります。

◆十番（今井光子） 裁判に提出をされております被告奈良県知事らの意見書によりますと、平成九年と平成十年についてのみ県に対して被告組合から書類の提出があったというふうにされております。つまり二年間しか診断できる文書が出されていない。それにもかかわらずに条件変更を繰り返したのは、初めから返さなくてもいいというようなことではなかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） ただいま裁判をやっております。裁判の内容について私からいろいろお話しをすることは何もないと思っております。

◎教育長（矢和多忠一） 郡山市等の意見書にかかわってのお尋ねでございますが、私自身、まだいただいておりませんので、ただ、思いといたしましては大切にしながら、よりよい県立高校づくりに努めていきたいと、そういうふうに思っております。

